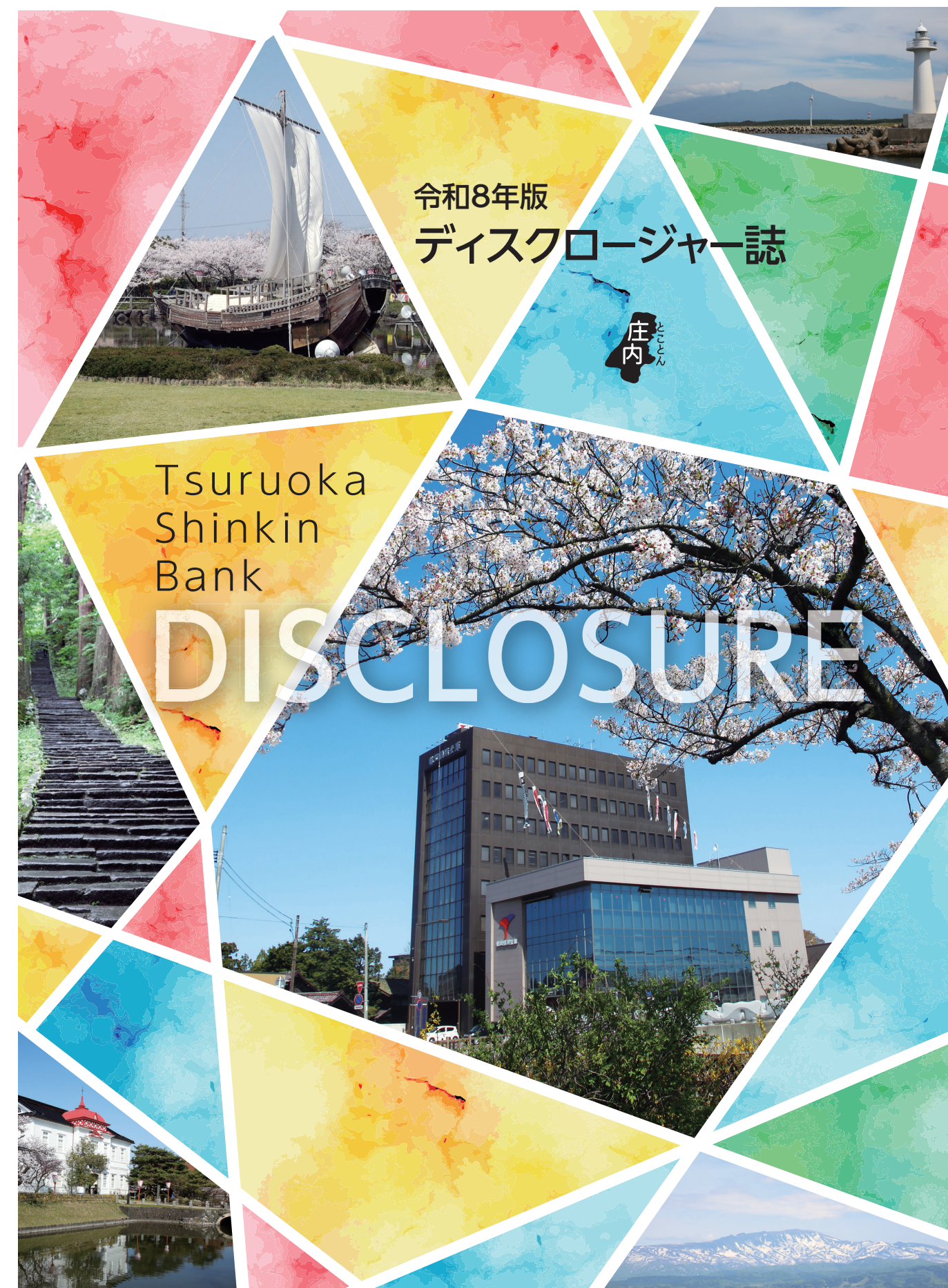




令和8年版
ディスクロージャー誌

庄内
とことん

Tsuruoka
Shinkin
Bank

DISCLOSURE

目 次

〈本編〉

- 01 目次・概要・基本方針・基本理念・経営理念
- 02 ごあいさつ
- 03 鶴岡信用金庫と地域社会
- 05 令和7年度の経営環境と業績
- 07 当金庫の健全性について
- 09 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
- 11 総代会制度
- 12 総代会ニュース
- 13 当金庫の地域貢献活動並びにSDGsの目標達成への取組みについて
- 17 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
- 18 店舗網マップ
- 19 主要な事業の内容、商品・業務のご案内〔サービス業務〕
- 20 商品・業務のご案内〔ご預金〕[おすすめ商品]
- 21 商品・業務のご案内〔ご融資〕
- 22 商品・業務のご案内〔預かり資産業務〕
- 23 主な手数料一覧
- 25 内部統制について
- 26 法令遵守(コンプライアンス)の体制
- 27 リスク管理の体制
- 29 金融ADR制度への対応
- 30 鶴岡信用金庫SDGs宣言・鶴岡信用金庫環境方針・反社会的勢力に対する基本方針
- 31 あゆみ

〈資料編〉

- 33 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての理事長確認書
- 33 独立監査人の監査報告書
- 33 貸借対照表(2期分)
- 34 損益計算書(2期分)
- 35 剰余金処分計算書(2期分)
- 35 貸借対照表の注記
- 38 損益計算書の注記
- 38 報酬体系について
- 39 主要な経営指標の推移
- 39 直近の2事業年度における事業の状況
- 43 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
- 51 本部組織図・役員
- 52 開示項目一覧
- 53 店舗・ATMコーナーのご案内

概 要

(令和8年3月末現在)

- 創 立 大正15年11月11日
- 本 店 鶴岡市馬場町1番14号
電話(0235)22-2350
- 店 舗 数 13店舗
- 会 員 数 20,033人
- 職 員 数 131人(男性75人 女性56人)
- 営業地区 山形県庄内地区、新潟県村上市
(旧岩船郡山北町に限る)
- 事業内容 会員組織制の地域中小企業及び
個人専門金融業務

基本方針

鶴岡信用金庫は
地域金融機関に徹し
最高の奉仕と運営とをもって
地域社会の繁栄に貢献する

基本理念

健全で安心して
ご利用いただける
“つるしん”

信じて頼って
いただける
“つるしん”

地域への感謝・
思いやり・
親しみのある
“つるしん”

経営理念

「信用・信頼・しんきん感」の
基本理念のもと
「地域の中で最も身近で、便利で、
頼りになる」地域金融機関として
評価を得ること。

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清
祥のこととお慶び申し上げます。

平素より鶴岡信用金庫をお引き立て賜り
まして、誠にありがとうございます。

本年度も“つるしん”に対するご理解を一
層深めていただけますよう、「令和8年版
ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌では、「令和7年度の業績」、「地域
貢献に関する情報」、「総代会に関する情報」、
「コンプライアンス体制」、「リスク管理体制」
などを取りまとめておりますので、ご高覧
いただければ幸いに存じます。

令和7年度は、第22次経営強化推進3カ年
計画「とことん庄内～全力共創で拓く次の
100年～」の2年目としての活動に加え、当
金庫創立100周年の特別な年度となったこと
から、単年度のサブテーマ「各自が発揮する
〇〇力！～全員の力の総和が鶴岡信用金庫
の全力!! ― 鶴岡信用金庫100年目の挑戦 ―」
を掲げ、役職員が一丸となって計画の実現
に取り組んでまいりました。

令和8年3月期の決算は、お陰様をもちまして、当期純利益1,136百万円を計上し、自己資本
比率は23.70%を堅持することができました。

また、当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融の防止に向け、犯罪収
益移転防止法をはじめとした関係法令等ならびに当金庫における対応方針等に基づき、対策の強化
に取り組んでおります。今後も安全・安心な金融サービスの維持に努めてまいりますので、何卒
趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。

今後も、当金庫の経営理念であります「地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる」地域
金融機関としての評価をいただけますよう、その実現に向けて役職員一同力を合わせて専心努力
してまいります。

皆さまには、当金庫へのご理解を一層深めていただき、今後とも尚一層のご愛顧を賜りますよ
うお願い申し上げます。

令和8年7月

理
事
長佐
藤
祐
司

「つるしんは、いつも地域のパートナー」

■地域社会の再生・活性化をめざして

当金庫は、山形県庄内地区ならびに新潟県村上市（旧岩船郡山北町に限る）を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とした相互扶助型の金融機関です。

■地域からの資金調達

地元のお客さまからお預りした大切な資金（預金積金）は地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のためのお手伝いをしております。

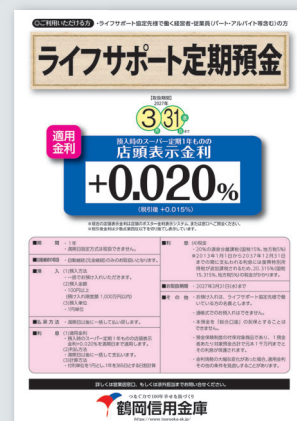
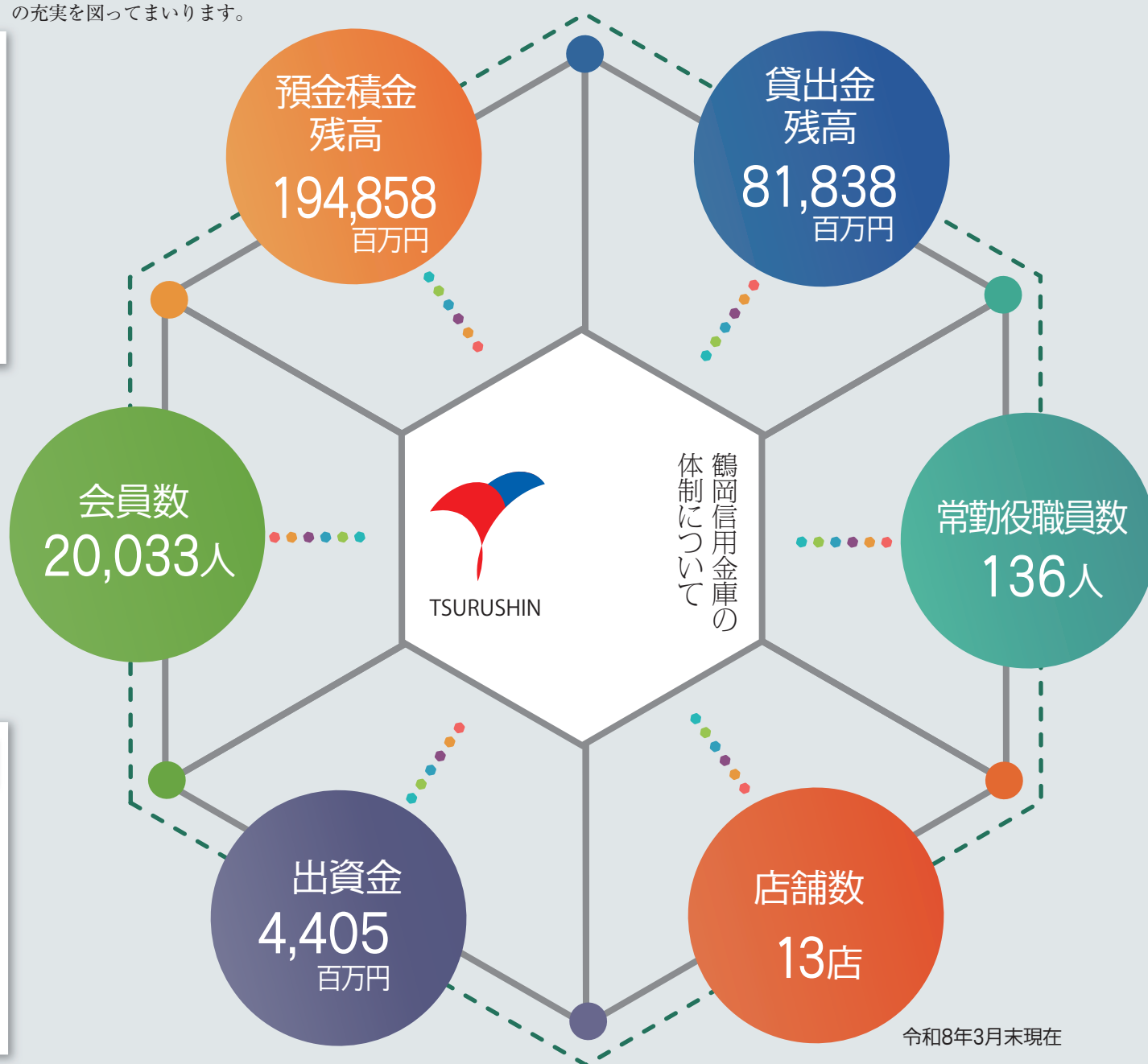
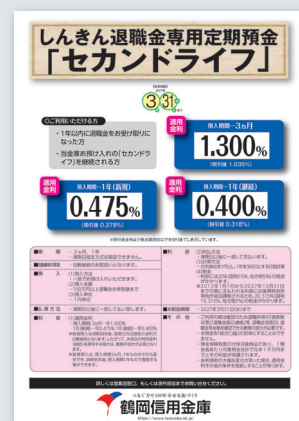
当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、これからもお客さまのニーズに合った新商品の開発や、サービスのより一層の充実を図ってまいります。

また、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

■地域への資金供給

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、地域のお客さまの様々な資金ニーズに応え地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行い、お客さまや地域社会に還元しています。



令和8年3月末現在

【金融経済環境】

令和7年度の日本国内の金融経済環境は、デフレ脱却後の移行期にあり、景気は緩やかに回復する動きがみられました。物価は2～3%程度の上昇が続き、企業の価格転嫁や賃上げが進展する一方、実質賃金の伸びは限定的で個人消費は力強さを欠いたものでした。

こうした中、日本銀行は金融政策の正常化を進めていますが、実質金利は依然マイナスで金融環境は緩和的です。

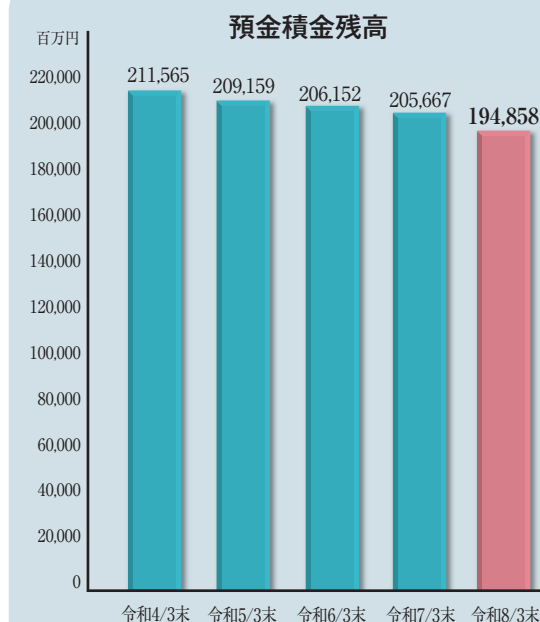
また、設備投資は増加傾向にあり、企業環境は比較的堅調に推移した年度となりました。

【業績】

★預金

預金については、個人預金は対前期末比2,928百万円の減少となりました。相続による流出や、預かり資産商品へのシフトなどその要因は複合的です。法人預金は、地方公共団体預金が6,920百万円減少するなどにより、対前期末比7,881百万円の減少となりました。

この結果、預金全体では対前期末比10,809百万円(▲5.25%)減の1,948億円となりました。

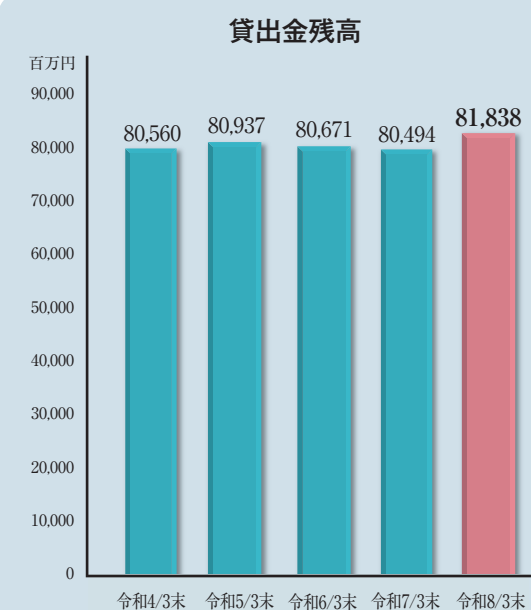


★貸出金

貸出金については、法人向け融資が運転資金・設備資金ともに増加したことに加え、地方公共団体向け貸出が増加したこともあり、法人計では1,503百万円の増加となりました。

個人向け貸出は、住宅ローン316百万円の減少などもあり、計159百万円の減少となりました。

この結果、貸出金全体では対前期末比1,344百万円(1.67%)増の818億円となりました。



★損益

収益面については、市場金利の上昇により預金利息などが増加した一方、貸出金利息収入などの増加に加え、有価証券利息配当金の増加により、経常利益1,698百万円、当期純利益1,136百万円を確保いたしました。

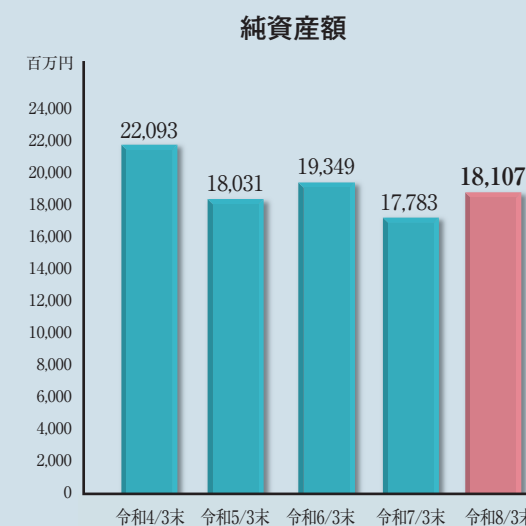
★会員・自己資本(純資産)

協同組織金融機関の基本である会員数は20,033人、普通出資金は14億5百万円であり、内部留保を含めた純資産の額は181億7百万円となりました。

【事業の展望及び当金庫が対処すべき課題】

当金庫の営業地区である庄内地域において、急速に進む人口減少、後継者不足による事業所数の減少等の地域課題や、物価高などへの対応は重要な経営課題となっています。また、マネロン対応やサイバー攻撃、災害対策等に関する脅威の高まりを受け、経済情勢の大きな変化が予測される環境におけるリスク管理の高度化は今後さらに重要になるものと強く認識しています。

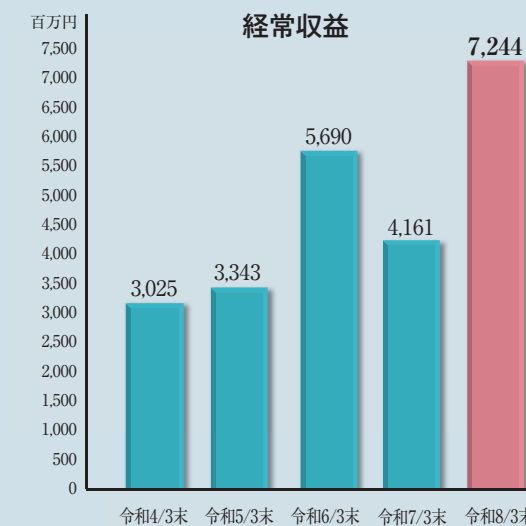
これらの課題への対応遅れにより取引先を失うことは、将来的な当金庫の事業モデルへの影響も



※純資産額は、総資産額から総負債額を控除したものです。

大きく、役職員が一丸となって課題解決や新たな価値創造に挑戦していきます。そのためにも業務の高度化、専門化に対応すべく計画的な人材育成を実施し、自発的な学びを奨励し、自ら使命感や向上心を持って成長しようとする職員を応援する計画としています。

令和8年度は、第22次経営強化推進3ヵ年計画の最終年度にあたり、当金庫における課題解決に積極的に取り組み、当金庫の経営理念である「地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる」地域金融機関としての評価を頂けますように事業を推進して参ります。



当金庫の健全性について (令和8年3月末現在)

金融機関の経営内容について公表(開示)が義務付けられております経営実績の中で、当期純利益・自己資本比率・リスク管理債権・金融再生法による開示債権等は、当金庫の健全性を表す重要な指標と考えております。

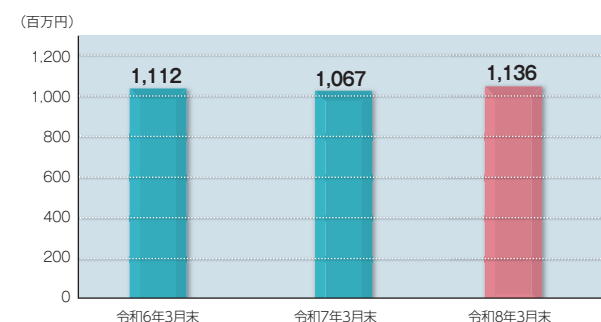
当期純利益

令和7年度の当期純利益は**1,136**百万円です

一般の企業と同じように信用金庫も一定の利益が出なければ、自己資本や事業の充実が図られず、お客さまのニーズに適切にお応えすることが難しくなります。

利益は、景気・金利動向により左右されますが、当金庫は毎年安定した利益があげられるように努めております。

当期純利益の推移



自己資本比率

令和8年3月末の自己資本比率は**23.70%**です (国内基準・単体)

金融機関の健全性を推し量る最も重要な指標が自己資本比率です。各金融機関同一基準での算定と情報開示が義務付けられている指標で、この比率が高いほど健全性が高いと評価されます。

この自己資本比率が4%(国内基準の場合)を下回ると、金融当局より行政措置が発動されることになっております。

当金庫はこれまで利益の積立や引当金の計上などにより自己資本の充実を図り、令和8年3月末の自己資本比率は23.70%となりました。

自己資本比率 (国内基準・単体)

単位：百万円

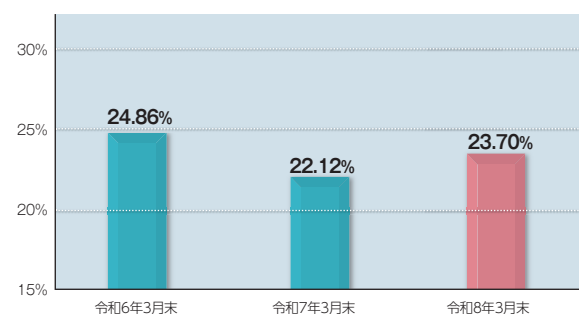
	令和7年3月末	令和8年3月末
自己資本の額(A)	23,947	24,954
リスク・アセット等の額の合計額(B)	108,240	105,273
自己資本比率(A)÷(B)	22.12%	23.70%

リスク・アセット

リスク・アセットとは、現金回収に危険の伴う資産の合計で、各資産に対して危険度合いに応じたリスクウェイトを乗じて計算しております。
(リスク・アセットの額の算出方法については、資料編をご覧ください。)

自己資本比率は単体自己資本比率です。
なお、当金庫には信用金庫法に規定する子会社はありません。

自己資本比率の推移



貸出金の安全度 (信用リスク)

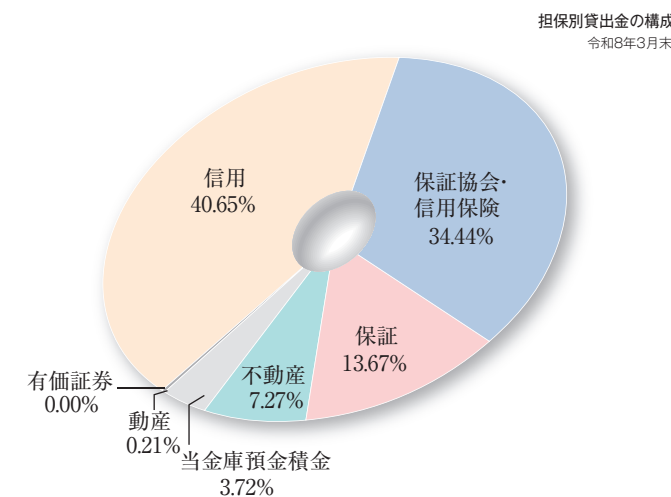
総資産の内36.76%は貸出金であり、この貸出金の変動が当金庫の資産内容に大きく影響することがあります。そのために、そのリスク保全、分散等に努めております。

総貸出金の約59%は保全のとられている貸出金です。

貸出に際しては、不動産、預金、有価証券の物的担保、県信用保証協会や信用度の高い保証機関の保証をしていただくなど保全を図っております。

これらの保全のある貸出金は、令和8年3月末総貸出金の59.33%と高い比率となっており、健全な貸出業務を遂行しております。

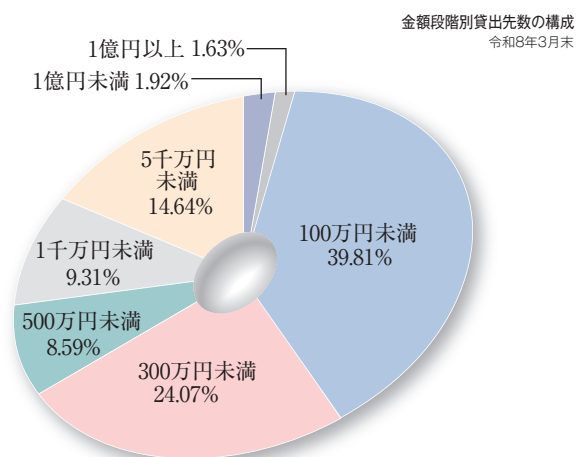
「保証」は損害保険、生命保険会社の保証及び信販会社保証付貸出金です。「信用」については連帯保証人がついているものがほとんどです。



貸出取引先の63%は300万円未満の先です。

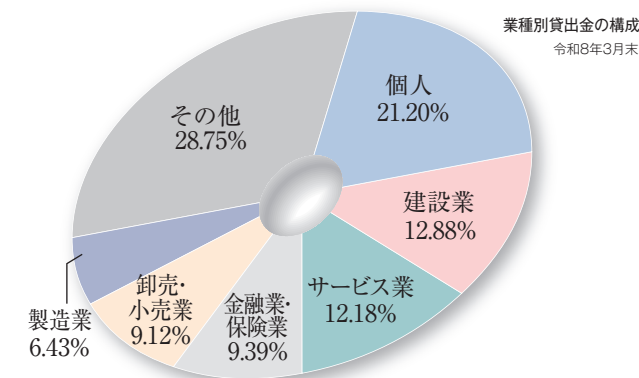
貸出金の運営については、「地域からお預かりした資金は地域へ」を基本に、中小企業や個人事業者及び個人の皆さまに幅広くご利用していただきたいと努力しております。したがって小口取引が多いのが特徴といえます。

金額段階別でも、300万円未満の貸出取引先は、全体の63.89%となっております。このように小口多数取引をすることは、万一の時のリスクを分散することができ、健全性につながるものと考えております。



貸出金の業種バランスはつぎのとおりです。

地域の金融機関として、より多くの皆さまに、また幅広くあらゆる業種の皆さまにご利用いただけるように努めております。一つの業種が好況だからといって極端に偏ることなく、業種別貸出金構成比に目を配り、特定業種に偏らないようにしております。個人向け貸出の割合が比較的高くなっておりますが、小口・多数取引によるもので問題はありません。



信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権の保全不足額には十分な貸倒引当金を計上しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は情報開示としての有用性を高め、開示基準の透明性を向上させるとの観点から、貸出金に、債務保証見返、未収利息、仮払金、私募債、貸付有価証券及び外国為替を加えた資産の自己査定(注10)の結果からとらえたものとなっております。

●令和8年3月末の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

令和8年3月末の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の合計額は82,498百万円です。その中で不良債権とされる合計額は5,065百万円で、開示債権合計額の6.14%となっております。この金額に対し担保・保証額4,181百万円、貸倒引当金786百万円を計上しており、保全率は98.07%となっております。

【表】信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体】(注11)

単位：百万円

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額(c)(注7)	貸倒引当金(d) (注8)		
破産更生債権及び これらに準ずる債権(注1)	令和7年3月末	1,343	1,343	710	632	100.00%
	令和8年3月末	698	698	437	261	100.00%
危険債権(注2)	令和7年3月末	3,281	3,264	2,996	268	99.47%
	令和8年3月末	4,135	4,124	3,608	516	99.74%
要管理債権(注3)	令和7年3月末	260	146	136	10	56.41%
	令和8年3月末	231	144	135	9	62.53%
	三月以上 延滞債権(注4)	令和7年3月末	—	—	—	—
		令和8年3月末	—	—	—	—
	貸出条件 緩和債権(注5)	令和7年3月末	260	146	136	10
		令和8年3月末	231	144	135	9
小計(A)	令和7年3月末	4,885	4,754	3,843	911	97.32%
	令和8年3月末	5,065	4,968	4,181	786	98.07%
正常債権(B)(注6)	令和7年3月末	76,310				
	令和8年3月末	77,433				
総与信残高(A)+(B)	令和7年3月末	81,195				
	令和8年3月末	82,498				

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び正常債権が対象となる債権(注9)



酒田港からの鳥海山の眺望



あつみ温泉の桜と清流・温海川

注 記 説 明

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(注) 9. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び正常債権が対象となる債権
「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
(注) 2. 危険債権	(注) 10. 自己査定
「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。	「自己査定」とは、金融機関の保有する資産（貸出金等）を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従い区分することで、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にあるかを判定するために金融機関自らが行う資産の査定をいいます。 ◎債務者区分とは、債務者（貸出先等）の財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力の判定と債務の履行状況等によりその債務者をつぎの5段階に区分することをいいます。 「正常先」…業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先 「要注意先」…下記に該当し、今後の管理に注意を要する債務者 ①金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある債務者 ②元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者 ③業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者 「破綻懸念先」…現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者 「実質破綻先」…法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 「破綻先」…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
(注) 3. 要管理債権	
「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。	
(注) 4. 三月以上延滞債権	
「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。	
(注) 5. 貸出条件緩和債権	
「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。	
(注) 6. 正常債権	
「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。	
(注) 7. 担保・保証等による回収見込額	
「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。	
(注) 8. 貸倒引当金	
「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。	
(注) 11. 連結子会社	
	当金庫は連結対象子会社を保有しておりません。

貸倒引当金

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	130	199	—	130	199
	令和7年度	199	162	—	199	162
個別貸倒引当金	令和6年度	677	901	0	677	901
	令和7年度	901	777	411	490	777
合 計	令和6年度	808	1,100	0	807	1,100
	令和7年度	1,100	940	411	689	940

貸出金償却額

単位：千円

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却	—	228



会員の皆さまの総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため総代会制度を採用しております。総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会員数

19,602名

令和8年6月30日現在

総代数

113名

令和8年6月30日現在

(総代)

- ・総代の定数は100人以上130人以内とする。
- ・総代の任期は3年とする。(定款より抜粋)

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会 員

総代候補者選考委員の選任

- ①総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任し、その氏名を店頭掲示

総代候補者の選考

- ②選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考
- ③理事長は総代候補者の氏名を店頭掲示し、所定の手続を経て、会員の代表として総代を委嘱

総 代 会

会員の総意を適正に反映するための制度

総代の選任

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

総代の選任区域及び定数

1. 総代選任のため、この金庫の地区を3区の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めるものとする。
2. 総代の選任区域及び選任区域ごとの総代の定数は別に定める。

総代候補者選考委員

1. 総代選任のため選任区域ごとに総代候補者選考委員会をおく。
2. 総代候補者選考委員の数は、選任区域ごとに3人以上とする。
3. 理事長は、総代会の決議により会員のうちから選考委員を委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。

総代候補者選考基準

- ☆当金庫の会員であること。
- ☆年齢は就任時点で満77歳を超えないこと。
- ☆地域において信望の厚い人。(例えば地域内の役員、公共関係の役員等)
- ☆人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見る信頼のおける人。
- ☆金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力してくれる人。
- ☆将来、金庫に協力が期待できる人。

総代候補者の選考

1. 総代候補者選考委員は、総代選任の必要が生じたときは、当該選任区域の総代の定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告しなければならない。
2. 理事長は、前項の報告があったときは、直ちに、総代候補者の氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示し、かつ、かかる掲示が行われている旨の公告を第6条に規定する新聞紙上(社内日報)に掲載しなければならない。掲示の期間は1週間を下らないものとする。
3. 会員は、前項の掲示に係る総代候補者のうち総代となることについて異議のある者があるときは、当該掲示に係る公告の掲載のあった日から2週間以内にこの金庫に対し当該総代候補者の氏名を申し出ることができる。

総 代 選 任

1. 総代候補者について、前条3項の規定による異議の申出をした者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。
2. 前項の掲示の期間は1週間を下らないものとする。

第101期通常総代会報告並びに決議事項のお知らせ

6月18日開催の第101期通常総代会において、下記の通り報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

記

〈報告事項〉

第101期〔自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日〕の業務報告、
貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

〈決議事項〉

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
原案通り、承認可決されました。
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
原案通り、承認可決されました。
- 第3号議案 理事1名選任の件
原案通り、荒川昭正氏が選任されました。
その後の理事会に於いて、荒川昭正氏は
非常勤理事へ就任しました。

〈決議事項〉

- 第4号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件
原案通り、承認可決されました。
- 第5号議案 役員報酬等総額の件
原案通り、承認可決されました。

以 上



■ 総代名簿 (敬称略・氏名の後の数字は総代への就任回数)

第1区〔鶴岡市〕

総代数74名

青木 政樹⑥	浅賀 隆③	阿部 正彦④	阿部 廣弥⑩	五十嵐久廣④	石田 伸⑥	石原 純一⑤
板垣 昌之③	市岡 隆④	大川 博之⑨	岡部 寛⑦	小野寺正行⑩	小野寺佳克②	帯谷 伸一⑧
笠原 俊一⑤	小池 信治⑤	齋藤 哲⑨	酒井 忠順①	櫻井 俊夫③	笹原 泰②	佐藤 誠一⑤
佐藤 友和⑩	佐藤 友行⑦	菅原 一浩①	菅原 正信⑤	長南 邦彦①	鶴岡銀座商店街振興組合	中村 修一③
鶴岡山王商店街振興組合	鶴岡南銀座商店街振興組合	中目 哲平①	中村 修一③	中村 修一③	中村 修一③	中村 修一③
橋本 政之⑧	長谷川三男⑥	畑田 一志⑦	早坂 和男③	水口 啓一①	村田 久忠⑥	山村 正彰②
山口 朝穂①	吉野 隆一⑧	渡部 政一⑤	阿部 純次⑥	上野 雅也①	大佐賀隆浩⑤	大瀧 光典①
紺野 修⑤	今野 忍④	齋藤 吉男②	佐藤 佐俊①	佐藤 洋平②	富樫 松夫⑧	西脇 修⑦
長谷川喜美子②	小田 秀一②	菅原 成規①	菅原 徹⑥	筒井 重浩②	福田 博臣③	山本 斉⑧
有賀 隆一②	池田 雅俊②	太田 正弘⑤	菅原 武士①	鶴岡駅前商店街振興組合	豊田 純也②	大瀧 篤②
石川 修一⑤	渡邊 淳子①	秋山 勝①	佐藤 正晴⑥	高橋 舞②	辻 博智②	
齋藤 健一①						

第2区〔東田川郡・旧西田川郡温海町・新潟県村上市(旧岩船郡山北町)〕

総代数15名

阿部 良一①	小林 啓④	齋藤 修⑦	齋藤 伸⑤	齋藤 真子④	佐藤 恒行②	難波 貴②
齋藤 優子④	佐藤 康幸②	佐藤 正幸⑩	阿部 孝志⑩	石井 良行①	加藤 省二②	丸山 晃②
齋藤 哲男③						

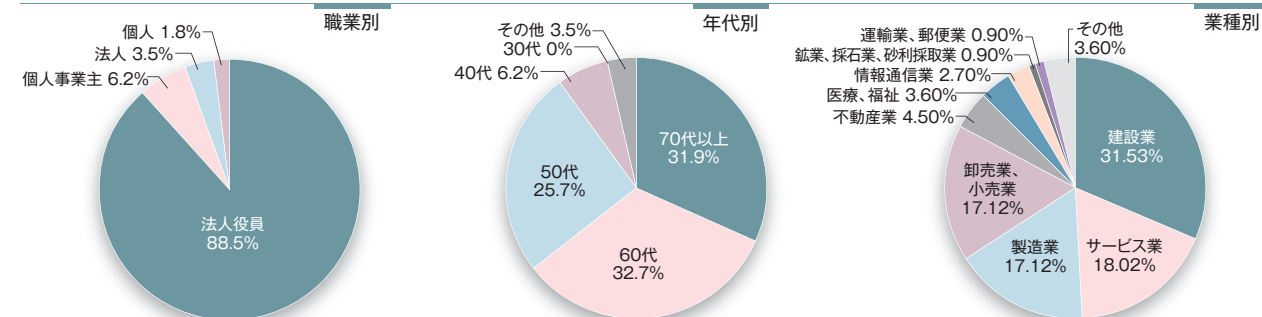
第3区〔酒田市・飽海郡〕

総代数24名

阿部 知行④	五十嵐由美⑤	大井誠一郎⑦	岡部 信彦③	加藤 聡⑨	今野 博輝②	佐藤 智之③
白崎 文雄⑦	菅原 和浩③	弦巻 岳①	永田 則男⑧	長濱 貞義①	西村 修④	本間 謙三②
吉宮 哲史①	阿部健太郎①	五十嵐 俊②	上野 光徳③	佐藤 廣也⑤	原田 俊一⑤	前田 英樹③
渡部 敦①	池田 俊一①	佐藤潤一郎①				

(令和8年6月30日現在)

■ 総代の属性別構成比



(※業種別の構成比は、法人、法人役員、個人事業主に限る。)

当金庫の地域貢献活動並びに SDGsの目標達成への取り組みについて (令和7年4月～令和8年3月)

創立100周年記念事業

鶴岡信用金庫は、地域の皆さまからのご愛顧により、令和7年11月11日に創立100周年を迎えることができました。これからも地域の皆さまとともに、次の100年に向けて歩んでまいります。

<記念式典・自治体への寄贈>



創立100周年記念式典



庄内2市3町への寄贈

創立100周年を記念して、庄内地域の2市3町並びに文化・スポーツ事業を行う各種団体への寄贈を行いました。

【鶴岡市】
奨学金返済支援事業(つるおかエール)
【酒田市】
未来を担う人材が豊富な酒田事業
【三川町】
子育てしやすいまちづくりの推進
【庄内町】
若者のきぼうをかなえる事業
【遊佐町】
結婚の希望をかなえ安心して出産・子育てできる環境を作る事業

<各団体への寄贈>



月山神社・羽神社・湯殿山神社様へ



鶴岡市スポーツ協会様へ



致道博物館様へ



本間美術館様へ



鶴岡地区野球連盟様へ

<記念イベント等>



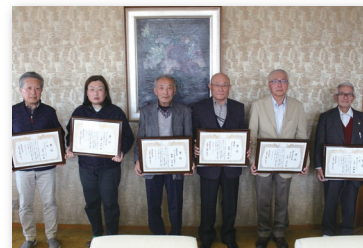
湯野浜海岸清掃活動(5月)



レオナルド・ダ・ヴィンチ没後505年
「夢の実現」展(6月)



親善ゴルフコンペ(9月)



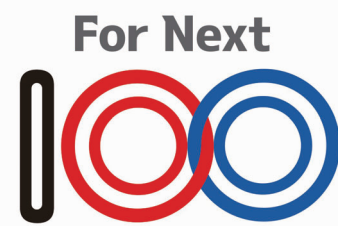
第51回つるしん写真コンクール表彰式(10月)



「庄内空港発着・チャーター便で行く!
名古屋・伊勢神宮の旅」の催行(11月)



創立記念・ご来店感謝の日(11月)



連携協定及び信用金庫のネットワークを活かした取り組み

お客さまへの支援を強化することを目的として、各団体との連携協定や地域のネットワークを利用した取り組みを行っています。



山形信用金庫門伝支店
「愛信会」ご来庄



宇和島信用金庫「年金ツアー」
旅行団ご来庄



日本政策金融公庫との危機事象
発生時の連携協定締結



村上信用金庫との連携商品
「架け橋II」の合同抽選会



家康公検定2025への実施協力
(岡崎信用金庫への協力)



信用金庫業界主催
ビジネスマッチ東北2025への参加

イベント開催・寄贈等

地域の持続的な繁栄に向け、各種イベントの開催や地域行事への参加、寄贈等を行っています。



第40回しんきん経済講演会の開催



つちだよしはる原画展への当金庫キャラクター参加



児童施設への訪問活動



酒田まつり2025への参加



羽黒高校への激励金寄贈



酒田南高校への激励金寄贈

福祉・ボランティア活動

毎年開催している羽黒山清掃活動のほか、地域のボランティア活動にも積極的に参加しています。



献血(冬季)



献血(夏季)



羽黒山清掃活動



当金庫の地域貢献活動並びに SDGsの目標達成への取組みについて (令和7年4月～令和8年3月)

若手経営者塾

庄内地方の若手経営者や起業予定者を対象に、地域経済のけん引役となる人材を育成するため、平成28年度に「鶴岡信用金庫若手経営者塾・マネジメントキャンパス」を開塾し、令和7年度に第10期の節目を迎えました。令和7年度は全9回の講義を行い42名の塾生が卒塾、これまでに約300名の卒塾生を地域に送り出しています。



入塾式



佐藤理事長による祝辞



平尾塾長による歓迎の挨拶



塾生同士の交流の様子

講義(全9回)



グループ内でのディスカッション



講義風景【講師:荒川昭正氏】



松ヶ岡本陣での講義

卒塾式



佐藤理事長による祝辞



卒塾証書授与式



第10期生42名が卒塾

<人材育成支援活動>

公益財団法人 鶴信村田育英会

人材育成のための奨学金の貸与を行っています。

<スポーツ支援活動>

公益財団法人 鶴岡信用金庫学事スポーツ振興基金

庄内地方のスポーツ少年団等の活動へ助成を行っています。

お客様サポートへの取組み

お客さまの経営に関する課題を解決するための施策を展開しています。



経営課題解決に強い 人材の育成

課題解決型金融の
実現に向けて、
各種資格の取得推奨、
研修への職員派遣を
行っております。



東北大学大学院地域イノベーションアドバイザー塾
(通称:RIAS) アドバンストコース修了



山形大学認定産学金連携コーディネーター認定

ESG金融の取組み

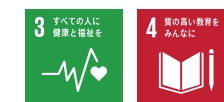
当金庫では、SDGsの目標達成に向けた取組みの一環として、グリーンボンドなどのESG債への投資を行っています。今後も、金融消費・サービスの提供を通じて、環境保全活動をはじめ、社会貢献活動に取り組む企業・団体を支援して参ります。

令和7年度購入

債券名	リンク先(投資表明一覧)
関西電力株式会社 第577回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付) (トランジション・ボンド)	投資表明は募らず
西日本高速道路株式会社 第108回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)(ソーシャルボンド)	https://corp.w-nexco.co.jp/ir/socialfinance/#investor
トヨタ自動車株式会社 第333回無担保社債(特定社債間限定同等特約付) (サステナビリティボンド)	投資表明は募らず
中部電力株式会社 第576回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	投資表明は募らず
東急不動産ホールディングス株式会社 第34回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/news/others/pdf/47181d41103fbc6509e28aca899caa1387b28ede.pdf
三井不動産株式会社 第92回無担保社債(社債間限定同順位特約付) (グリーンボンド)	投資表明は募らず

教育への取組み

地域の子ども達への教育に関する取組みや、
学術機関への寄贈などを行っています。



WAKU WAKU WORKへの参加



J-FLEC活用によるマネースクール開催

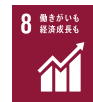


キッズサッカーフェスティバルへの協力



鶴岡市水泳連盟への寄附

クラブ活動紹介



女子バスケットボール部「ハリー・ホット」



つるしん野球部

中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組みの状況

(令和7年4月～令和8年3月)

Disclosure

店舗網マップ

(令和8年6月末現在)

Disclosure

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(1) 創業・新規事業開拓を目指す顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点出張相談会(無料相談)」を毎月開催しており、創業や新規事業開拓などについて相談できる体制を整えています。
- ②公益財団法人庄内地域産業振興センターとの連携協力事業として、創業や新たな事業展開を目指す顧客企業向けの相談会やセミナーを開催しています。
- ③当金庫は、創業・新規事業開拓を目指す顧客企業に対し、日本政策金融公庫酒田支店と協調した取組みを行っています。

(2) 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点出張相談会の活用により、27先に対して売上拡大・生産性向上等に関する課題解決支援を行いました。
- ②山形大学農学部や鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、公益財団法人庄内地域産業振興センターとの連携による「しんきん相談サポートカード」の活用により、顧客企業からの各種相談にアドバイスできる体制を整えています。
- ③「ビジネスマッチ東北2025」に、取引先2社、1団体、学術機関の山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学が出席し、当金庫がマッチングをサポートしました。
- ④営業店と営業統括部営業推進課 地域創生グループが連携し、事業者から各種補助金等についての相談を受け、申請支援や事業計画策定支援に取り組んでいます。

(3) 経営改善が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点出張相談会の活用により、6先に対して経営改善等に関する課題解決支援を行いました。
- ②コンサルティング機能の発揮、最適なソリューション提案の一環として、取引先・営業店と協調して経営改善計画書の策定支援を図っています。令和7年度は7先の実抜(合実・暫定)計画書の策定支援を実施しました。経営革新等支援認定機関として、令和8年3月末現在で82先の経営改善計画書策定先のモニタリングを実施しています。

(4) 事業再生や業種転換が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県中小企業活性化協議会と連携し、令和8年3月末現在では15先が事業再生支援に取り組んでいます。

(5) 事業承継が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点出張相談会の活用により、1先に対して事業承継に係る課題解決支援を行いました。令和7年度は、山形県事業承継引継支援センター・信金キャピタル・庄内銀行との連携により事業承継に対応できる態勢を整えており、7件の個別相談がありました。

2 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

◎当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は739件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は64.82%、保証契約を解除した件数は6件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は1件でした。

3 地域の面的再生への積極的な参画

(1) 信用金庫のネットワークを活用した地域観光のPRと招致活動

◎信用金庫のネットワークを活用し、他信用金庫の団体旅行等を招致する事で地域の交流人口を拡大させ、地域経済の活性化に寄与することを目的として取り組んでいます。

- ①全国の信用金庫ネットワークを活用し、東京都内および東北、関東、中部、信越地域の信用金庫を対象に継続的に地域の観光情報PRを実施しました。
- ②連携協定を締結している地域DMO「DEGAM鶴岡ツーリズムビューロー」と協力し、地元自治体や観光関連団体・企業との関係強化を図りながら、地域の観光振興に取り組んでいます。

4 地域や利用者に対する積極的な情報発信

(1) 当金庫が行う「地域の面的再生への積極的な参画に関する取組み」についての情報発信

◎当金庫が行っている地域密着型金融の取組みを、地域や取引者に対して積極的に情報発信することで、利用者の信頼を高めることを目的として取り組んでいます。

- ①当金庫が行った地域貢献活動について、51件が新聞記事に掲載されました。
- ②当金庫のホームページやディスクロージャー誌において、「当金庫の地域貢献活動」や「地域密着型金融推進計画」等について各々分かりやすく情報発信を行っています。

いつも「身近で、便利で、頼りになる」
地域の金融機関として、つるしは、
庄内一円にふれあいのネットワークを
広げています。

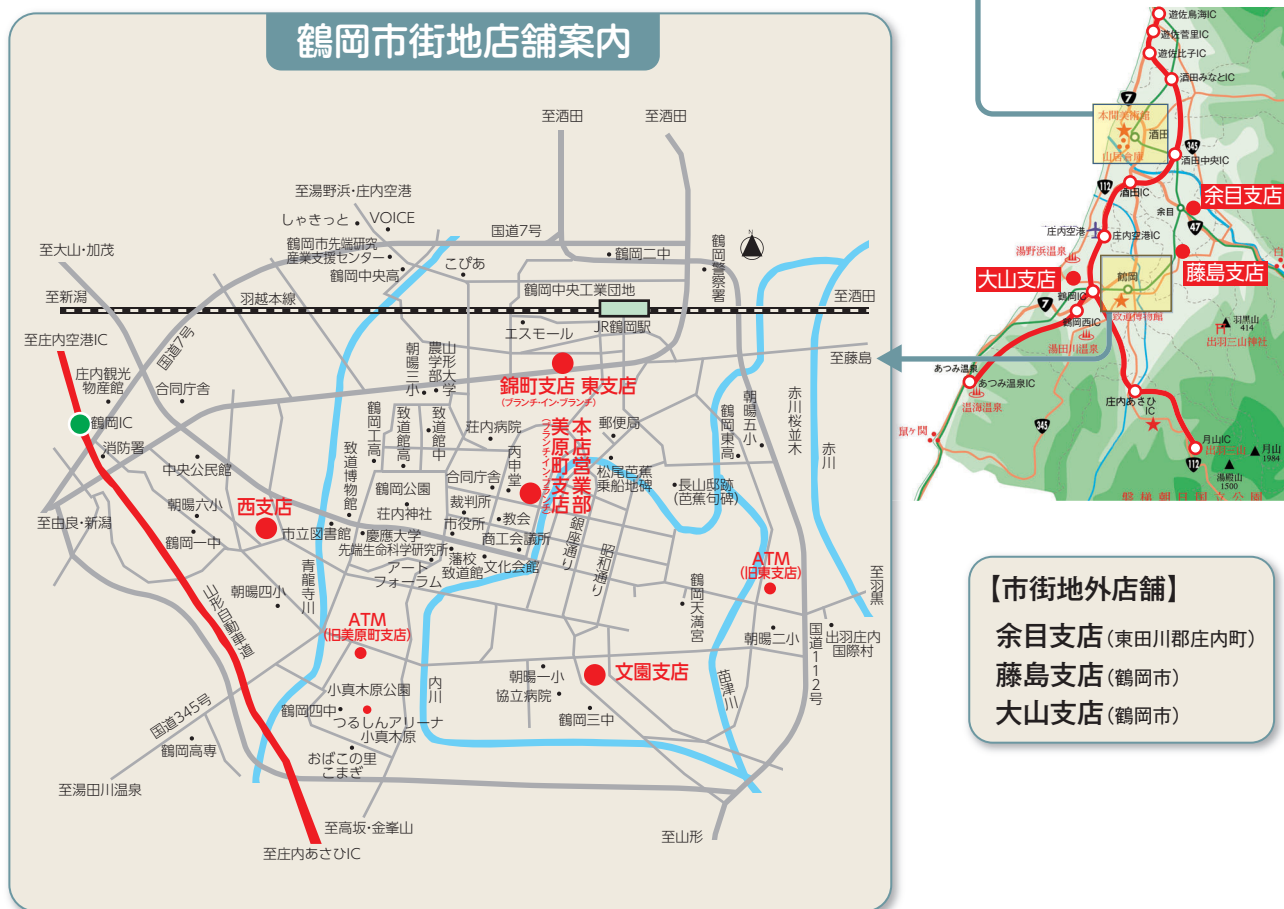


【事業区域】

山形県庄内地区・新潟県村上市
(旧岩船郡山北町に限る)



鶴岡市街地店舗案内



【市街地外店舗】

余目支店(東田川郡庄内町)
藤島支店(鶴岡市)
大山支店(鶴岡市)

主要な事業の内容

Disclosure

信用金庫法に基づく、「預金又は定期積金の受入れ」、「会員に対する資金の貸付け」、「会員のためにする手形の割引」、「為替取引」、政令で定めるところによる「地方公共団体・金融機関その他会員以外に対する資金の貸付」を主要な事業としております。その主な業務は付随業務を含め、次の業務内容としております。

【預金業務】	預 金……当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金 譲渡性預金……譲渡可能な預金
【融資業務】	貸 出……手形貸付・証書貸付・当座貸越 手形の割引……商業手形割引・銀行引受手形の割引
【有価証券投資業務】	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
【内国為替業務】	送金為替・代金取立等
【証券業務】	国債等の窓口販売・投資信託窓口販売
【確定拠出年金法により行う業務】	確定拠出年金運営管理機関業務
【スポーツ振興くじの販売業務】	スポーツ振興くじ(toto)販売と払戻
【保険窓販業務】	長期火災保険・個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険・傷害保険・学資保険・介護保険の窓口販売
【付帯業務】	代理店業務……日本銀行歳入代理店・地方公共団体の公金取扱業務
【銀行代理業】	信金中央金庫代理店
【電子債権記録業に係る業務】	電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

商品・業務のご案内 [サービス業務]

種 類	特 色
キャッシュカード サービス (しんきんゼロネット サービス)	当金庫の本支店及び店外キャッシュコーナーでお預け入れ、お引出し、お振込み、通帳記帳、残高照会のほか、全国の信用金庫及び提携金融機関のキャッシュコーナーで現金をお引出しすることができます。下記の時間帯の信用金庫同士のATM利用には、手数料がかりません。 (平日／8：45～18：00の入出金、土曜日／9：00～14：00の入出金)
国債の窓口販売	個人向け国債、利付国債の取扱いを行っております。
公金の納付窓口	窓口で国税、事業税、自動車税及び市町村公金の納付ができます。
自動受取サービス	各種年金、給与、賞与、配当金等が支払いと同時にお客さまの預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金、授業料、保険料などのお支払いが自動的に行われます。
自動集金サービス	当金庫がお客さまの代わりに、売上金を集金いたします。
個人向け信託商品	元本保証により高い安全性を確保するとともに、信託機能の活用により、お客さまの円滑な相続・贈与のニーズにお応えいたします。
自動貸金庫	預金証書、権利証、有価証券など、お客さまの大切な財産を安全に保管することができます。窓口の職員に依頼する必要がなく、カードと鍵だけでご自由に出し入れ可能な自動貸金庫です。
アンサーサービス	電話、ファクシミリにより預金残高や振込明細などのお知らせをいたします。
純金積立	毎月3,000円から純金を購入し、積立てた純金は売却・金貨と交換・金地金として引出すことができます。
個人インターネットバンキングサービス	自宅のパソコン・スマートフォンから残高照会・入出金明細照会・振込・振替・マルチペイメントネットワークを利用した税金や各種料金の払込みのサービスをご利用できます。
法人インターネットバンキングサービス	総合振込・給与振込・賞与振込・口座振替のサービスをご利用できます。
大手コンビニとの連携によるATMサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国のローソン銀行、セブン銀行のATMで入出金・残高照会のサービスをご利用できます。 ローソン銀行は平日・土曜日の入出金手数料が無料（日曜日は出金110円）、セブン銀行は入出金取引一律110円でご利用いただけます。（残高照会は無料）
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権は、インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子記録債権機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。

商品・業務のご案内 [ご預金]

Disclosure

当金庫では、地域の皆さまの着実な資金づくりのお手伝いをさせていただくとともに、当金庫に給与振込を指定いただいている皆さま、年金のお受け取り・振込をご指定またはご予約をいただいた皆さま、退職金をお預けいただいた皆さま向けのお得な各種商品を取り揃えております。

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
総 合 口 座	「貯める・使う・借りる」3つのサービスが一冊の通帳にセットされています。必要な時には、定期預金、定期積金残高の90%、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金＝出し入れ自由 定期預金＝各預入期間に対応	普通預金＝1円以上
普 通 預 金	給与・年金・配当金の受け取り、公共料金、各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	無利息型普通預金で預金保険制度により全額保護されています。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	個人のみが対象となります。	出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金	小切手・手形をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまった資金の一時的な資金運用に適しています。	据置期間7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	引き出しは納税時	1円以上
スーパー積金	将来のプランに合わせて毎月定額を積み立てていく預金です。	6ヵ月～5年	1,000円以上
財 形 預 金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	—	—
	一般財形預金	貯蓄目的が自由な預金です。	3年以上
	財形年金預金	財形住宅と合算して元利合計550万円までの利息が非課税になります。	5年以上
	財形住宅預金	住宅取得のため計画的に資金を貯める預金です。住宅取得目的であれば5年以内でも払出しができます。財形年金と合算して元利合計550万円までの利息が非課税になります。	5年以上
定 期 預 金	一番金利の有利な預金です。長期計画の財産づくりに最適です。	—	—
大口定期預金	大口資金の運用に適した高利回りの定期預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。	1ヵ月～5年	100円以上 1,000万円未満
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。 1年を経過すれば1ヵ月前のご通知で自由にお引出しできます。	最長3年	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	金利情勢に応じて適用金利が6ヵ月ごとに変動し、タイムリーな金利で運用する定期預金です。	1年～3年	100円以上
定額複利預金	お預け入れ後、6ヵ月以降は自由にお引出しできます。 期間に応じて金利がステップアップしますので、長く預ければ預けるほどお得な定期預金です。	6ヵ月～5年 据置期間6ヵ月	1万円以上 1,000万円未満

商品・業務のご案内 [おすすめ商品]

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
年 金 定 期 預 金	当金庫で公的年金・企業年金を自動受取されているお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	1年	1万円以上 1,200万円以内 (1万円単位)
しんきんセカンドライフ定期預金	退職金を定期預金にお預けいただいたお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	3ヵ月、1年以上	100万円以上且つ 退職金受取額を限度
ライフサポート定期預金	ライフサポート協定先で働く、経営者、従業員（パート・アルバイト含む）のお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	1年	100円以上 1,000万円以内
VIP定期積金	当金庫に出資していただいている会員のお客さまを対象とした定期積金です。	1年以上	掛込金額 5千円以上

商品・業務のご案内[ご融資]

Disclosure

◎用途に応じた豊富なラインナップ

当金庫では、地域のお客さまに対して必要な資金を迅速、かつ安定的にご融資していくことが重要な使命であると考え、住宅資金・教育資金・車購入資金・事業資金等の各種ローン商品を取り揃えております。

種 類	特 色	期 間	ご融資限度額
■ 住まいのローン【住宅に関するローンです】			
住宅ローンふれあっと	住宅新築、新築・中古住宅購入、土地購入、リフォーム、借換資金にご利用できます。ご希望により三大疾病保障特約の加入も可能です。	50年以内	20,000万円
住宅ローンすまいる	住宅新築、新築・中古住宅購入、土地購入、リフォーム、借換資金にご利用できます。ご希望により三大疾病保障特約、がん保障特約の加入も可能です。	50年以内	20,000万円
無担保住宅ローン	無担保扱いで不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金、及びそれに伴う諸費用に対応します。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	20年以内	2,000万円
グッドちょいす	住宅ローンの借換を無担保扱いでご利用できます。	20年以内	2,000万円
■ 車のローン【車に関するローンです】			
S D カ ー ロ ー ン	自家用車の購入、車庫新築、車検、自家用車購入資金等の借換にご利用できます。ゴールド免許証の方や、お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	15年以内	1,000万円
ルート2000マイカーローン	自家用車の購入、車庫新築、車検、自家用車購入資金等の借換にご利用できます。新卒者でもご利用できます。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	10年以内	1,000万円
■ その他個人向けローン【旅行や趣味などに幅広くご利用できます】			
ふれあっと個人ローン	お使い道は自由。人生のさまざまなイベントを応援します。健康で文化的な生活を営むために必要な資金に対応します。（事業性資金は対象外とします。）	10年以内	500万円
ふれあっとシンプルローン	お使い道自由な便利なローンです。運転免許証もしくは健康保険証で申込が可能です。事業資金にもご利用いただけます。	15年以内	900万円
ふれあっと教育ローン	学校納付金及び教育関連資金にご利用できます。元金の返済は卒業予定月まで据置もできます。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	16年以内	1,000万円
しんきん教育カードローン	極度額以内であれば、入学から卒業までいつでも何度でもカードで出金可能です。	1年更新	500万円
しんきん夢かなえ隊	お使い道自由なローンです。当金庫窓口等の他に、ファックス、インターネットでもお申込み可能です。事業性資金についてもご利用いただけます。	15年以内	1,000万円
カードローンしんきんきゃっする900	パートやアルバイトの方もご利用可能な使途自由のカードローンです。当金庫窓口等の他に、電話、ファックス、インターネットでもお申し込みができます。	3年更新	900万円
■ 事業性のローン【事業資金にご利用できます】			
創業者向け協調融資ベストアシストα	新たに事業を始める方、事業開始後7年以内の方の運転資金、設備資金等の事業資金にご利用いただけます。	ご相談により決定いたします。	
事業者向け協調融資とことんサポート	事業に係るさまざまな資金ニーズにお応えします。運転資金、設備資金、運転設備資金に幅広くご利用いただけます。	ご相談により決定いたします。	
事業者カードローン	運転資金、設備資金等の事業資金にご利用できます。カード1枚で気軽に素早くご利用できます。	2年更新	2,000万円
事業者セーフティローン	運転資金・設備資金等の事業資金にご利用できます。都度の借入申込が不要で通帳と印鑑で繰り返しご利用できます。	2年更新	2,000万円
ビジネスバックアップローン	事業を営む個人事業主の方がご利用できます。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用できます。	5年以内	500万円

商品・業務のご案内[預かり資産業務]

Disclosure

◎資金を運用する、将来にそなえる

大切な資金を上手にためたり、ふやしたり。当金庫では、お客さま一人ひとりの資金づくりや資産運用をサポートするさまざまな商品をご用意しております。

■ 投 資 信 託（積立投信もお取り扱いしております）

投資信託は、投資家から集めた資金を1つにまとめて大きな資金として、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品です。投資信託は預貯金とは違い「投資」ですから、高い収益が得られることもあれば、逆に投資額を下回る可能性もあります。当金庫で令和8年6月末現在取扱っているファンドは、以下の通りです。

1. しんきん公共債ファンド

2. グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）

3. One 高格付外債ファンド

4. 世界のサイフ

5. One 高格付インカム・オープン（毎月決算型）

6. One 高格付インカム・オープン（1年決算型）

7. ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

8. ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）

9. しんきん好配当利回り株ファンド

10. しんきんトピックスオープン

11. しんきんインデックスファンド225

12. しんきん全世界株式インデックスファンド

13. しんきんS&P500インデックスファンド
14. しんきん3資産ファンド（毎月決算型）

15. しんきん3資産ファンド（1年決算型）

16. One 世界3資産オープン（毎月決算型）

17. しんきんJリートオープン（毎月決算型）

18. しんきんJリートオープン（1年決算型）

19. One US・REITオープン（毎月決算型）

20. One US・REITオープン（年1回決算型）

21. たわらノーロード 日経225

22. たわらノーロード 全世界株式

23. たわらノーロード 新興国株式

24. たわらノーロード S&P500

25. たわらノーロード 先進国株式

26. たわらノーロード バランス（8資産均等型）

■ 個 人 年 金 保 険

老後の生活資金を計画的に準備できます。加入時に定めた年金額を確実に受取ることができる定額個人年金保険（一時払型）をお取り扱いしております。

■ 終 身 保 険

大切なご家族のために、万一の死亡保障を一生涯にわたって確保できる、一時払型ならびに平準型の終身保険をお取り扱いしております。

■ 住 宅 ロ ー ン 関 連 火 災 保 険

住宅ローンをご利用されるお客さま専用の長期火災保険です。充実した補償内容の保険を提供しております。住宅ローンの借入時にお申込ください。

■ 医 療 保 険 ・ が ん 保 険

これからのライフプランを実現するため、少ない掛け金で病気やケガによる入院や通院、手術や治療を受けた場合に備える「医療保険」、休職状態になった場合の保障に特化した「休職保険」、がん治療費用を継続的にカバーする「がん保険」をお取り扱いしております。

■ 傷 害 保 険

ケガに備える傷害保険は、確かな安心をお手ごろな年払保険料にて提供しております。24時間、日本国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。大切なお子さま・お孫さまのための「キッズプラン」もお取り扱いしております。

■ 学 資 保 険

お子さま、お孫さまの将来のために、教育資金等を計画的に準備できる学資保険をお取り扱いしております。

■ 介 護 保 険

誰もが直面する可能性のある介護に備える保険です。介護状態に合わせて保障いたします。

主な手数料一覧 (令和8年7月1日現在)

Disclosure

単位：円

項目	基準	手数料
自動貸金庫手数料	本店営業部 【大】 1庫 (年間)	会員 15,840
		非会員 17,160
	本店営業部 【中】 1庫 (年間)	会員 13,200
		非会員 14,520
	代理人カード発行手数料	1枚 1,100
	カード再発行手数料	1枚 1,100
当座勘定払戻請求書発行手数料	当座勘定払戻請求書 (綴)	1冊 2,200
普通預金入金帳発行手数料	普通預金入金帳	1冊 2,200
自己宛小切手発行手数料		1枚 550
通帳・証書再発行手数料		1冊(枚) 1,100
カード再発行手数料	キャッシュカード、各種ローンカード	1枚 1,100
残高証明書発行手数料	定例発行 (住宅ローン特別控除用証明書含む)	1通 550
	随時発行【当金庫制定帳票】(住宅ローン特別控除用証明書含む)	1通 660
	随時発行【当金庫制定外帳票】	1通 1,100
	英文による証明書発行	1通 1,100
	顧客からの依頼	1件 550
各種取引履歴検索手数料	取引履歴検索システム (平成16年4月以降分のみ)	1件 1,100
	COMによる検索 (平成16年3月以前分を含む)	1件 3,300
	※出力枚数に応じて手数料を加算する	11枚以上 1枚につき55円加算
紙媒体持込手数料	ロギング対応する給与振込、預金口座振替請求書 しんきん為替BPOサービス私製連記	1回 2,200
円貨両替手数料	紙幣・硬貨の合計枚数 (受渡または持込み枚数のいずれが多い方) ※損券・損貨・記念硬貨、同一金種の新券への交換についても手数料をいただきます。	
金種指定払戻手数料	指定された紙幣・硬貨の合計枚数 ※払戻枚数から「1万円札を除いた枚数」の合計 (ただし、新券をご指定される場合は1万円札も含めた枚数となります。) ※1回のお取扱いにあたり複数枚の「払戻請求書」「小切手」により金種払戻がある場合は紙幣と硬貨の合計枚数	1～20枚 無料
		21～100枚 550
		101～1,000枚 1,100
		1,001枚以上 1,000枚毎 1,100円加算
硬貨取扱手数料	硬貨の合計枚数 ※入金に限らず硬貨を取扱う場合に適用 (義援金、税金等の納付は対象外)	
破産管財人等口座開設手数料	破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、不在者財産管理人、 遺言執行者、遺産整理受任者 等管理用口座 ※既存口座から名義変更する場合も含む。	1件 11,000

A T M 利用手数料	当金庫カード ※入金可(手数料は無料)	平 日	8：00～21：00	無料
		土曜日	8：00～19：00	無料
		日曜日祝日	9：00～17：00	110
	他全国信用金庫カード 【しんきんゼロネットサービス】 ※利用時間はMICS 標準時間 ※入金可(手数料は無料)	平 日	8：00～ 8：45	110
			8：45～18：00	無料
			18：00～21：00	110
		土曜日	8：00～ 9：00	110
			9：00～14：00	無料
			14：00～19：00	110
	日曜日祝日	9：00～19：00	110	
	他行カード ※基本パターン、他行の取り決めにより異なる	平 日	8：00～ 8：45	220
			8：45～18：00	110
			18：00～21：00	220
		土曜日	9：00～14：00	110
			14：00～17：00	220
			日曜日祝日	9：00～17：00
	ローソン銀行 ※入金可(手数料は無料)	平日	7：00～22：00	無料
		土曜日	8：00～22：00	無料
日曜日祝日		8：00～22：00	110	
セブン銀行 ※入金可(手数料は有料) ※文園支店・酒田営業部戸野町出張所内のセブン銀行ATMは 当金庫の店内ATMと手数料が同様	平日	7：00～22：00	110	
	土日祝日	8：00～20：00	110	

項目		基準		手数料		
内国為替関係手数料				同一店	本支店	他行庫
振込手数料	窓 口 ※給与・ 賞与振込 含む	電信扱い		3 3 0	5 5 0	8 8 0
		文書扱い			6 6 0	9 9 0
		※視覚障がいをお持ちの方は上記金額より110円引き下げになります。				
	A T M	他行カード		2 2 0	4 4 0	7 7 0
		当金庫カード		1 1 0	2 2 0	6 6 0
	為替自動振込		2 2 0	4 4 0	7 7 0	
	IB・FB・HB アンサーデータポート(ADP) FB(Valuxタイプ) データコネクト HB(Valuxタイプ)	振込	無料	2 2 0	4 4 0	
		給与・賞与振込	無料	無料	2 2 0	
	※FBは振込の翌日以降一括で、HBは振込の都度明細毎に引落としとなります。					
	振込訂正手数料		1 件	8 8 0		
振込組戻料		1 件	8 8 0			

主な手数料一覧 (令和8年7月1日現在)

Disclosure

単位：円

項目		基準	手数料		
			同一店	本支店	他行庫
代金取立 手 数 料	小切手・商手等		無料	4 4 0	6 6 0
	担保（割引）		無料	7 7 0	
	個別取立（※）		1,1 0 0		
	取立手形組戻料		1,1 0 0		
	不渡手形返却料		1,1 0 0		
	※個別取立とは、通帳・証書等や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形等の郵送対応が必要となる取立を言います。				
項目	基準	手数料			
未利用口座 管理手数料	普通預金・貯蓄預金（無利息普通預金・総合口座除く） ※残高一定額 10,000 円未満対象 ※既存口座残高 10,000 円未満対象 ※2年間入出金の動きが無い口座	（ 年 間 ） 1,3 2 0			
月額基本料金 ※毎月10日に指定口座から自動引落 となります。 ※法人 I B ・ F B ・ H B の複数契約 における月額基本料金の上限金額 は6,600円となります。		しんきんインターネットバンキングサービス（個人IB）		オンラインサービス	無料
		しんきん法人インターネットバンキングサービス（法人IB）		オンラインサービス	5 5 0
				データ伝送 口座振替サービスのみ	5 5 0
		ファームバンキングサービス（Valuxタイプ、BisHawkEye含む）		データ伝送・オンラインサービス	3,3 0 0
		ホームバンキングサービス（Valuxタイプ）		データ伝送サービス	6,6 0 0
					1,1 0 0
しんきん法人インターネットバンキングサービス新規契約手数料（データ伝送取引開始：初回のみ）					1,1 0 0

しんきんでんさいサービス手数料一覧表

単位：円

項目		手数料
新規契約手数料		無料
月額基本手数料		無料
記録請求手数料 (オンライン)	発生記録手数料(債務者請求方式)	4 4 0
	発生記録手数料(債権者請求方式)	4 4 0
	譲渡記録手数料	3 3 0
	分割譲渡記録手数料	4 4 0
	保証記録手数料	4 4 0
	変更記録手数料	4 4 0
	支払等記録手数料	4 4 0
資金入金取扱手数料		2 2 0

融資関連手数料一覧表

単位：円

種 類	基 準	手数料
新規融資事務取扱手数料	1案件につき	3,300～55,000
条件変更手数料	1案件につき	5,500～11,000
繰上返済取扱手数料	証書貸付のみ	5,500～77,000
融資証明書発行手数料	1通につき	11,000
※ご利用残高等により無料とさせていただきます場合があります。 ※事業性資金の新規融資事務取扱手数料については、融資金額に応じた手数料をいただく場合があります。 ※その他手数料等につきましては営業店窓口等へお問合せください。		

※手数料には消費税および地方消費税10%相当額が含まれております。
※その他手数料等につきましては営業店窓口等へお問合せください。

鶴岡信用金庫内部統制システム構築の基本方針

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

- (1)理事会で決議した「鶴信のコンプライアンス基本方針」のもと、コンプライアンス重視の経営が社会的責任であることを周知徹底する。
- (2)コンプライアンスについて規定した「コンプライアンス綱領」を全役職員が所有し、その法令等遵守を周知徹底する。
- (3)コンプライアンスの主管部署を置くとともに、その統括をリスク管理・ALM委員会が行い、コンプライアンス態勢の整備・充実を図る。
- (4)事業年度毎に「コンプライアンスプログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスプログラムの積極的な実施によりコンプライアンス態勢の充実を図る。
- (5)コンプライアンスにかかるホットラインを設け、自浄機能発揮による不祥事件の未然防止及び早期発見に組織として取り組む。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)職務の執行に係る文書は、文書取扱規程、文書保存管理規程等に基づき、制定された保存年限・保存場所に保存及び管理する。
- (2)理事の意思決定に係る文書については、理事会規程等で付議基準を明確に規定し、制定された保存年限に基づき保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)理事は、リスク管理の重要性の理解のもと職務を執行するとともに、リスク管理の適切性確保のための体制を構築する。
- (2)リスク管理の基本方針及び各リスクの管理方針のもと、各リスク管理規程に基づき、適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理・ALM委員会が各リスク管理を統括し、統合的にリスクを管理する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)理事会において決定する経営計画・事業予算に基づき、各部門において経営計画の経営目標達成に向けて具体的推進策を策定する。
- (2)理事会とともに理事会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常勤理事会を設置し、適切かつ効率的な意思決定を行う。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス綱領に定める「鶴信コンプライアンス基本方針」のもと、自浄メカニズム及び改善メカニズムの機能発揮によるコンプライアンス態勢の充実をコンプライアンスプログラムの着実な実施で実現する。
- (2)コンプライアンスプログラムの実施状況は四半期毎理事会に報告する。
- (3)コンプライアンス研修及び各研修を通じて、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (4)コンプライアンスホットラインの設置により、不祥事件の未然防止及び早期発見に組織として取り組む。

6. この金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

当金庫では、信用金庫法で規定する子法人はございません。

●内部統制システム構築の基本方針

内部統制については、改正信用金庫法第36条第5項第5号及び同施行規則第23条に基づき、業務の適正を確保するための体制を構築しております。本基本方針は、「内部統制システム」の態勢整備にあたっての基本方針を定めたものであり、当金庫は本基本方針を遵守し今後もコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・充実を図っていきます。

●経営管理体制

コーポレート・ガバナンス(企業統治)は、健全経営を実現するためには不可欠なものであります。協同組合組織の地域金融機関に求められるコーポレート・ガバナンス体制の構築の具体的な項目は、①半期の経営情報の開示、②監査機能の強化、③総代会機能の強化などであり、経営の透明性を高めるための体制の整備・充実であります。当金庫では、経営の意思決定機関である「理事会」の下部組織として、業務執行上の意思決定機関である「常勤理事会」を設置しており、経営と業務執行において、監督機能強化を図っております。また、総代会機能強化においては、総代選考の仕組み及び総代名簿をディスクロージャー誌に掲載しており、会員の意見が総代を通して経営に反映される仕組みの開示に努めております。

●理事会機能の強化

当金庫の「理事会」の構成は、民間企業出身の有識者も含まれており、適切な経営判断が可能な体制としております。

7. この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該補助員に関する事項

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事会は監事と協議のうえ、その体制など具体的な内容について決定する。

8. 前号の職員のこの金庫の理事からの独立性及び監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

職員の理事からの独立性及び監事の当該職員に対する指示の実効性については、法令の定めるところにより、確保するものとする。

9. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する事項

理事は理事会規程に基づき、重要事項について監事に遅滞なくその内容を報告するとともに、監事は監事会規程および監事監査規程に基づき、報告を求めることができる。

10. この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当金庫は、金庫のコンプライアンスホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを公益通報保護に関する規程に定めたとうえで当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。
- (2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3)当金庫は、金庫のコンプライアンスホットライン等を利用して行う監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない。
- (4)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

11. この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2)当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12. その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査結果の報告会の実施により、監事が理事と意見交換を行う機会を設ける。

●監事による監査体制

現在、常勤監事1名、非常勤監事2名(うち員外監事1名)となっており、それぞれ独立して理事の職務の執行、経営の監査を行い、その透明性の確保に努めております。

●会計監査人等

当金庫では、会計監査人としてグローリー監査法人を選任し、会計監査を受けております。また、顧問弁護士からコンプライアンス、リスク管理等、法律に関する指導を受けております。

1. 総 代 会

- ・金庫の会員の中から選考された総代において、総代会が構成され、それぞれ1票の議決権を有します。
- ・毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催される通常総代会のほか、臨時に開催される臨時総代会があります。

2. 理 事 会

- ・経営方針、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督しております。

3. 常勤理事会

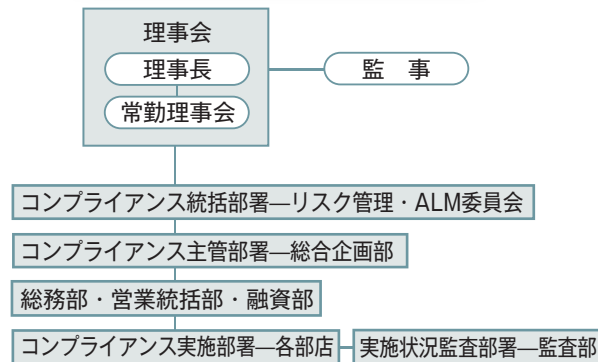
- ・業務執行の重要事項に関し、理事長の補佐機関として、金庫全体の業務執行の統制を行なっております。
- ・業務執行における決定を行なうとともに、理事会に上程する議案を協議しております。

4. 監 事 会

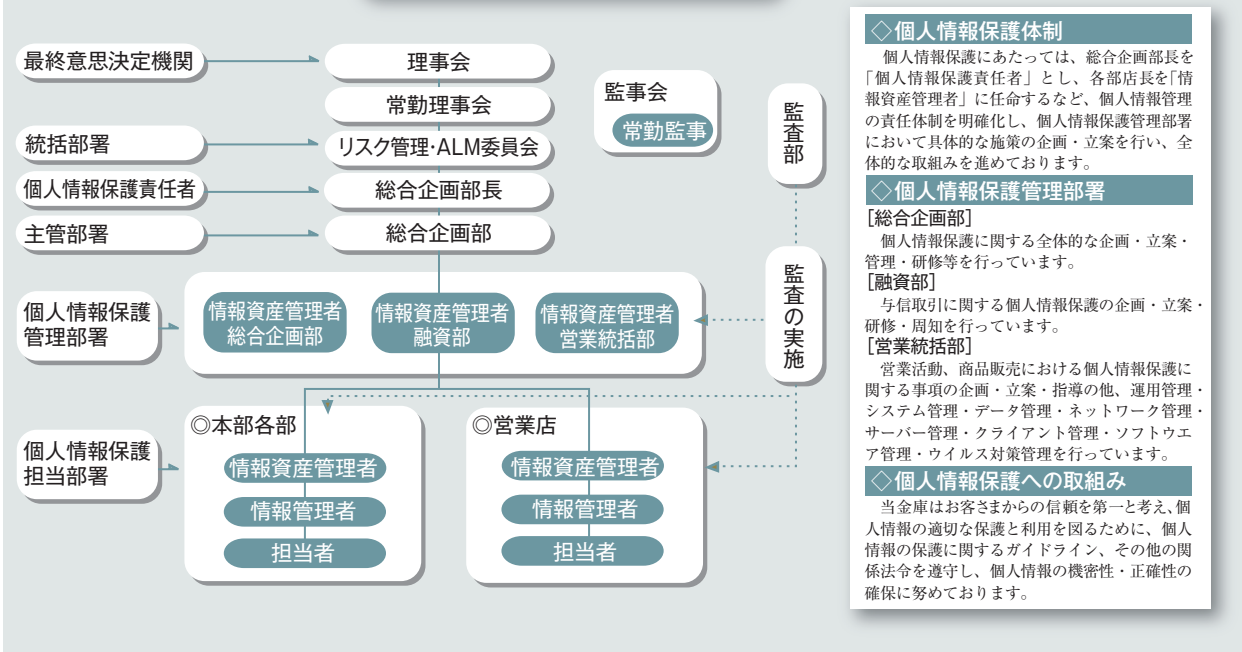
- ・監事の職務に関する重要な事項等の協議、報告を行なっております。

当金庫は地域金融機関として、地域とお客さまとの確かな信頼関係を築いてまいりました。その基本となるところは、長年の堅実経営の精神が組織の中で受け継がれ、現在に至っているという当金庫の歴史に拠るものです。現在、各企業においてコンプライアンスの取組みも広く浸透してきており、当金庫でも経営の最重要課題として「健全性の充実」を掲げ、地域に対する社会的責任(CSR)と公共的使命のもと、更なる健全な業務遂行に努めることを基本として法令やルールを厳格に遵守してまいりました。当金庫では、「コンプライアンス綱領」を職員により具体的に実践・浸透させるために、17条から成る「鶴信のコンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの実践における基本的な考え方や遵守基準を全役職員に徹底しております。また、年度ごとの計画に基づき、各種研修を通じてコンプライアンス態勢の強化を図っています。

法令等遵守(コンプライアンス)の体制



個人情報保護管理体制



*個人情報について

「個人情報」とは「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。当金庫では、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報を取得します。また、お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。お客さまの個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じております。

当金庫は、お客さまからの要望・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総合企画部リスク管理・経営企画課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

鶴岡信用金庫 総合企画部リスク管理・経営企画課

住 所:鶴岡市馬場町1番14号
TEL:0235-22-0059
FAX:0235-26-0879
受付時間:午前9時から午後5時(土・日・祝日を除きます)
受付媒体:電話、手紙、FAX、面談

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のはかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総合企画部リスク管理・経営企画課にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. T E L	03-3517-5825
3. 受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

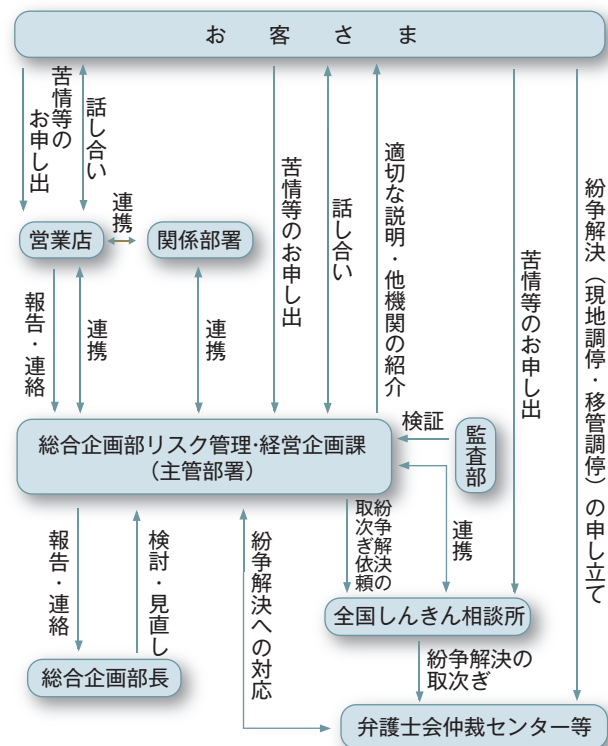
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総合企画部リスク管理・経営企画課または上記全国しんさん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部リスク管理・経営企画課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。
- (1) 現地調停
- 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、山形県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、山形県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。
7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総合企画部リスク管理・経営企画課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総合企画部リスク管理・経営企画課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等への対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総合企画部リスク管理・経営企画課から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



鶴岡信用金庫SDGs宣言・鶴岡信用金庫環境方針・
反社会的勢力に対する基本方針

鶴岡信用金庫SDGs宣言

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とする国際社会共通の目標で、地球上の誰一人として取り残さない「持続可能な世界」を実現するため、17の目標と169のターゲットで、構成されているものです。

当金庫では、この取組みが鶴岡信用金庫の基本方針に合致すると考え、令和元年11月に取組み宣言を行いました。

「SDGs」が掲げる17の目標に対して、現在当金庫が行っている取組みを当庫ホームページ上で開示するとともに、全職員がバッジを着用し、地域全体の「SDGs」に対する周知・認知度向上を図り、豊かな地域の創造に寄与してまいります。



鶴岡信用金庫環境方針

「地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる地域金融機関」を目指しております「鶴岡信用金庫」は、地域社会の一員として、地域社会の繁栄に貢献することを経営の基本方針にしております。

当金庫は、豊かな自然に恵まれた山形県庄内地方を営業基盤としており、ここ庄内の自然環境を守り、また地球温暖化対策など環境問題に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)として捉えております。

環境問題に取り組むにあたっては、当金庫の事業活動における省エネルギー・省資源対策を講ずるとともに、地域金融を通じてお客さまの環境対策をご支援することを基本に下記の「環境方針」のもと取り組んでまいります。

- 1 **省エネルギー行動及び
省資源行動の取組み**
事業活動に伴う光熱エネルギー・
資源エネルギーの削減に努めます。

2 **地域金融を通じての取組み**
環境保全に役立つ金融商品の取
扱い、サービス・情報の提供を
通じて、環境保全に取組まれ
るお客さまを支援します。

3 **地域の環境保全への取組み**
地域の自然環境の保全を目指し、
環境問題に関する地域貢献活動に
取組みます。

環境方針

4 **アクション・プログラム
への取組み**
環境保全活動への取組みについ
ては、具体的な行動目標をアク
ション・プログラムに定め、そ
の達成に努めます。

5 **法令等遵守**
事業活動に関する環境法規制及
び業界の行動指針等に従い、環
境問題に取組みます。

6 **環境教育の実施**
役職員に対する環境教育を実践
し、環境方針の周知を図ります。

ふるさとの環境のために
わたしたちができること

反社会的勢力に対する基本方針

鶴岡信用金庫(以下「当金庫」という)は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

【お問合せ先】
鶴岡信用金庫 総合企画部
住所 〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号
電話 0235-22-0059 FAX 0235-26-0879

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 - 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 - 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
 - 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

大正15年11月	鶴岡市五日町に産業組合法による鶴岡庶民信用組合設立
11月	初代組合長に日向豊作就任
11月	組合員274名 職員3名
昭和 4年 2月	事務所を鶴岡市一日市町に移転
昭和 9年 2月	事務所を鶴岡市馬場町甲3番地に移転
昭和17年 4月	組合長日向豊作逝去 副組合長村田重次郎組合長に就任
昭和19年 9月	事務所を鶴岡市馬場町丙12番地(現本店)に移転
昭和26年 2月	荘内信用組合(旧荘内実業議会)を合併し、鶴岡信用組合と改称、荘内信用組合事務所を五日町支店とする
10月	信用金庫法による鶴岡信用金庫に改組
昭和29年 9月	鶴岡市加茂町に加茂出張所を開設
昭和30年 2月	五日町支店を鶴岡市荒町に移転し、荒町支店と改称
昭和31年 7月	加茂出張所を廃止し、湯野浜に湯野派出張所を開設
昭和33年 6月	鶴岡市南町に南支店を開設
10月	湯野派出張所を支店に昇格し、湯野浜支店と称した
昭和35年 1月	本店店舗新築
昭和36年11月	西田川郡温海町に温海支店を開設
昭和40年 1月	荒町支店店舗新築
昭和41年 1月	西支店開設
12月	営業地区を酒田市、飽海郡一円まで拡張し、庄内全域とする
昭和42年 9月	南支店店舗新築
昭和44年 3月	酒田市上本町に酒田支店を開設
昭和47年 6月	鶴岡市大山に大山支店を開設
昭和48年 6月	営業地区を新潟県岩船郡山北町まで拡張
昭和49年 2月	理事長村田重次郎辞任 専務理事風間富治郎理事長に就任
7月	荒町支店を中央支店と改称
9月	鶴岡市錦町に錦町支店を開設
昭和50年11月	創立50周年記念式典を挙行、これを記念して、鶴岡信用金庫 学事体育振興基金を設立
昭和51年 4月	東北地区信金共同事務センターへ加入し、オンラインが稼動
9月	鶴岡市美原町に美原町支店を開設
昭和53年 6月	酒田市中央西町に酒田北支店を開設
昭和55年 3月	新本部棟竣工
6月	鶴岡市文園町に文園支店を開設
昭和57年 6月	鶴岡市大西町に大西支店を開設
昭和59年12月	大山支店店舗新築
昭和61年 5月	理事長風間富治郎辞任 専務理事斎藤庄治理事長に就任
10月	温海支店店舗新築移転
昭和62年 7月	東田川郡藤島町に藤島支店を開設
昭和63年 9月	鶴岡市日出町に東支店を開設
平成 3年 4月	めざす企業イメージを表すシンボルマークと「信用」「信頼」「しんきん感」を表すシンボルカラーを制定
平成 4年 4月	鶴岡市西新斎町に新斎町支店を開設
平成 6年12月	西支店、家中新町に新築オープン
平成 7年11月	創立70周年記念式典挙行記念に「ふるさと内川モデル事業」に対し、桜の木及び時計塔を寄贈
平成 9年10月	錦町支店、現在地に新築オープン
平成11年 6月	理事長斎藤庄治辞任 専務理事岩城邦夫理事長に就任
平成12年 1月	理事長岩城邦夫辞任 専務理事五十嵐毅理事長に就任
平成13年 3月	当金庫マスコットキャラクターに鶴岡市出身の絵本作家「土田義晴」作品を起用
平成14年 3月	投資信託窓口販売業務全店に拡大
10月	個人年金保険窓口販売開始
平成15年 6月	理事長五十嵐毅辞任、会長に就任 専務理事加藤捷男理事長に就任
平成16年 1月	国民生活金融公庫との業務提携開始
7月	商工組合中央金庫との業務協力開始
8月	中小企業金融公庫との業務協力開始
9月	本店営業部と中央支店の店舗統合(中央支店の廃止)
12月	国際指定格付機関フィッチレーティングス社より最高位の「★★★」格付取得

平成17年 6月	80周年記念ポスター「年輪」が信用金庫PRコンクールポスター部門で最優秀賞・全信懇会長賞を受賞
8月	羽黒山の境内・参道の清掃並びに祈願祭の実施、以後毎年実施
11月	創立80周年記念式典開催
平成19年 3月	本店営業部にて自動貸金庫サービスの開始
6月	酒田信用金庫と合併にかかる基本協定締結並びに基本合意発表
平成20年 1月	酒田信用金庫と合併契約締結
3月	酒田信用金庫と合併
12月	鶴岡工業高等専門学校と産学連携協定締結
平成21年 3月	山形大学農学部と産学連携協定締結
9月	酒田北支店・戸野町支店を統合し、新戸野町支店新築オープン
11月	酒田支店・酒田中央支店を統合し、新酒田支店新築移転オープン
西支店・大西支店を統合し、新西支店新築移転オープン	
平成22年 3月	「やまがた絆の森」協定締結
平成23年 11月	東北公益文科大学と産学連携協定締結
	若竹町支店新築移転オープン
平成25年 2月	当金庫が「第56回 山新3P賞」の繁栄賞を受賞
5月	当金庫が鶴岡市、酒田市とそれぞれ観光招致に関する連携協定を締結
8月	日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM)との連携協定を締結
	経済産業省「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」に基づく「山形大学学金連携プラットフォーム」の構成機関として登録認定
平成27年 6月	創立90周年記念式典開催、庄内5市町への寄贈 理事長加藤捷男辞任、会長に就任 専務理事佐藤祐司理事長に就任
9月	日本政策金融公庫との包括的な「業務連携・協力に関する覚書」締結
11月	徳川 家康公および家臣団とゆかりのある8信用金庫による「地域活性化に向けた業務連携に関する覚書」締結
平成28年 4月	「鶴岡信用金庫若手経営者塾・マネジメントキャンパス」開塾
	村上信用金庫との連携協定締結
6月	山形県よろず支援拠点と県内12金融機関との業務提携
11月	本店営業部と南支店を統合
	湯野浜支店を大山支店湯野派出張所へ種類変更
	温海支店を西支店温海出張所へ種類変更
	酒田支店を酒田営業部へ名称変更
12月	小松川信用金庫との連携協定締結
平成29年 12月	大山支店リニューアルオープン
	本部棟イルミネーション開始
平成30年 4月	鹿児島相互信用金庫と交流事業に関する覚書締結
平成31年 2月	新本店営業部竣工
	当金庫イメージポスターが第38回信用金庫PRコンクールポスター部門で最優秀賞(全信協会長賞)を受賞
3月	東北地区の日本海側4信金との「しんきん日本海連携協定」締結
令和 元年 10月	鶴岡信用金庫「SDGs宣言」を公表
令和 2年 6月	一般社団法人DEGAM鶴岡ツーリズムビューローとの連携協定締結
12月	株式会社RC&との「SELASサポーター」契約締結
令和 3年 4月	商中金との「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」締結
11月	「つるおかSDGs推進パートナー」に登録
令和 4年 6月	日本政策金融公庫と協調融資商品「コロナ・サポート」を創設
12月	CO2排出量可視化サービス「e-dash」との業務提携締結
令和 5年 8月	西川町との包括的連携協定の締結
10月	戸野町支店が酒田営業部へブランチャイン・ブランチャ方式で統合
11月	文園支店店舗新装移転
12月	公益財団法人致道博物館との連携・協力に関する協定締結
令和 6年 1月	やまがたスマイル企業「ダイヤモンドスマイル企業」の認定
2月	「Bank Pay」「こたら送金」の取扱開始
7月	株式会社荘内銀行とのM&A業務に関する連携
	「省エネ・地域パートナーシップ」への参加
10月	美原町支店が本店営業部へブランチャイン・ブランチャ方式で統合
令和 7年 3月	山形県警察と特殊詐欺等の抑止に関する協定を締結
5月	創立100周年記念式典挙行、庄内5市町へ寄附金贈呈
10月	東支店が錦町支店へブランチャイン・ブランチャ方式で統合
11月	創立100周年記念日(令和7年11月11日)
	日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結
12月	「山形教育パートナーズ」に認定